

令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱における学科名表記の変更
について

令和4年11月10日(木)
福島県教育庁高校教育課

令和5年度より田村高等学校の「体育科」が「スポーツ科」となるため、下記のとおり
変更します。

記

○令和5年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱 3ページ

「第2 前期選抜」の「1 出願」の「6 併願の取扱い」(3)①

変 更 後	変 更 前
<p>(3) 一般選抜の出願において、二つ以上の課程、学科を設置する高等学校に出願する場合、第一志望と異なる課程、大学科の第二志望は認めない。ただし、次の場合においては第二志望とすることを認める。</p> <p>① 普通科と理数科、普通科と英語科、普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科と<u>スポーツ科</u>を併置する高等学校において、理数科、英語科、数理科学科、デザイン科学科、<u>スポーツ科</u>を志願する者については、当該高等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。</p> <p>なお、普通科を志願する者についても、理数科、英語科、数理科学科に限っては、これを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。</p>	<p>(3) 一般選抜の出願において、二つ以上の課程、学科を設置する高等学校に出願する場合、第一志望と異なる課程、大学科の第二志望は認めない。ただし、次の場合においては第二志望とすることを認める。</p> <p>① 普通科と理数科、普通科と英語科、普通科と数理科学科、普通科とデザイン科学科、普通科と<u>体育科</u>を併置する高等学校において、理数科、英語科、数理科学科、デザイン科学科、<u>体育科</u>を志願する者については、当該高等学校の通学区域、又は隣接する通学区域から出願する者に限り、当該高等学校の普通科を第二志望とすることを認める。</p> <p>なお、普通科を志願する者についても、理数科、英語科、数理科学科に限っては、これを第二志望とすることを当該高等学校長の判断により認めることができる。</p>

※ 下線部が、変更部分。